

# 資料 3

## 動物愛護推進員の委嘱について

### 1 動物愛護推進員とは

動物の愛護及び管理に関する法律第38条において、都道府県知事等は、地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するよう努めるものとされている。同条において、推進員の活動として、動物愛護と適正飼養の重要性について住民の理解を深めることや、動物愛護と適正飼養の推進のために都道府県等が行う施策に必要な協力をすること等が規定されている。

### 2 推進員委嘱の背景

今年度から動物愛護ボランティア登録制度を導入したところであるが、本県の課題である犬猫の引取り数や殺処分数のさらなる削減のためには、動物愛護及び適正飼養の普及啓発等の活動を自主的に行う推進員との連携、協力が必要不可欠であることから、推進員を委嘱することとする。

### 3 推進員の活動内容（案）

福島県内（中核市を除く。）において、次に掲げるいずれかの活動を行う。

- (1) 犬猫等の所有者等に対し、動物の愛護と適正飼養について以下の必要な助言や協力をすること。
  - ア 不妊去勢手術の実施に関する必要な助言や協力。
  - イ 譲渡のあっせんその他の必要な支援。
  - ウ 福島県動物愛護センター（支所含む。以下「センター等」という。）から譲渡した犬猫の飼養状況確認やしつけに関する相談対応。
  - エ センター等が支援する地域猫活動の進捗状況の定期確認、アフターフォロー。
- (2) センター等に対し、一時預かりボランティアの育成に関し必要な助言を行うこと。
- (3) 災害時、県が行う犬猫等の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、動物愛護と適正飼養の推進のために県が行う施策に必要な協力をすること。
- (5) 自主的に、動物愛護と適正飼養について以下の啓発活動や協力をすること。
  - ア 地域における、犬猫のしつけや飼養方法に関する相談対応又は講習等。
  - イ 地域における、犬猫等へのふれあい活動。
  - ウ 地域における、適正飼養に関するチラシの配布や回覧。
  - エ センター等が行う譲渡や適正飼養に関する情報発信への協力。

### 4 委嘱方法（案）

ボランティアとして登録を受けている者の中からセンター等が推薦する他、県獣医師会、市町村（中核市を除く）からの推薦により県が委嘱する。